

2025.04.01

## サステナブル経営 レポート <第 26 号>

### 企業に求められる土地利用・転換への目標設定 —SBTs for Nature 陸域ガイドランスの解説—

#### 【本号の概要】

- 本稿では、2024 年 7 月に公開された自然に関する科学的根拠に基づく目標（Science Based Targets for Nature : SBTs for Nature）の陸域の目標設定ガイドランス「Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1」の概要とポイントを整理する。
- 近年は人口増加や資源の大量消費に起因する土地占有の拡大や土地転換などにより、陸域の自然環境の劣化が懸念されている。こうした自然関連課題に対して企業が取り組みを検討する際は科学的根拠に基づいた定量的な目標の設定が望ましいが、一方で自然関連分野ではこうした枠組みは限られていた。
- 今回公開された陸域の目標設定ガイドランスでは、自然生態系の直接的・間接的な転換を抑止する「自然生態系の転換ゼロ」、農業による土地占有を削減して生態系の回復のために土地を開放することを目指す「土地利用の削減」、自然の回復につながる行動を地域単位で推進するための「ランドスケープエンゲージメント」という 3 つの目標に対して要件が定められている。これらの目標達成に向け取り組みを推進することで、陸域へのインパクトの低減を図る。
- 依然として SBTs for Nature の目標設定のハードルは高いが、各ステップを丁寧に検討することで、自社にとってリスクとなりうる自然関連のインパクトの低減に効率よくアプローチすることが可能となる。自然関連分野は気候分野と比較しても考慮すべき内容が多く、自然関連課題への取り組みは気候以上に社内協力、リソースの確保、プロジェクト管理が肝要である。

#### 1. はじめに

陸域は生息地や生活の場をもたらすだけでなく、水質浄化や気候調整、バイオマス・食糧生産など、多様な生態系サービスの土台となっており、地球上の生命を支えている。一方で、近年は人口増加や資源の大量消費に起因する土地占有の拡大や土地転換などにより、陸域の自然環境の劣化が懸念されている。現在の土地利用のあり方は持続可能とはいえ、「ネイチャーポジティブ社会」や「自然と共生する世界」の実現に向け早急に取り組む必要がある。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services : IPBES）の「土地劣化と再生に関する評価報告書」によると、人間活動に伴う陸域の劣化により、少なくとも 32 億人の福利に悪影響が及んでいるという<sup>1</sup>。また陸域の劣化が地球を 6 回目の大量絶滅に追い込むとともに、生物多様性および生態系サービスの消失により世界の年間総生産の 10%以上に相当する経済的損失を引き起こすとの見解も示されている。同報告書によると、陸域の劣化やそれに関連する生物多様性の消失の主な直接的要因として、在来植生地への耕作地や放牧地の拡大、持続不可能な農林業、採取・採掘産業が挙げられるという。なかでも農地は陸地の約 3 分の 1、氷河や砂漠などを除く居住可能な陸地に限ると約半分を占めて

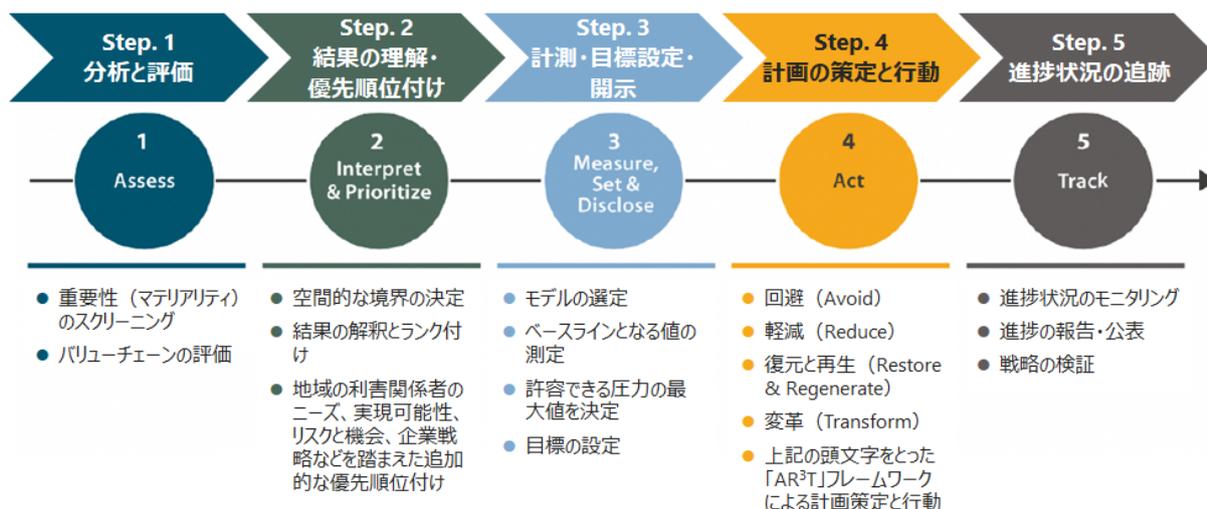
<sup>1</sup> IPBES Assessment Report on Land Degradation and Restoration  
<https://www.ipbes.net/assessment-reports/ldr>

おり<sup>2</sup>、農業関連セクターは陸域の生態系や生物多様性に影響を与えやすいセクターといえる。

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）に代表されるように、昨今は企業に対して自然関連の依存・インパクト、リスク・機会（自然関連課題）を把握し、適切に対処することが求められている。自然関連課題に対して企業が取り組みを検討する際は、目標を設定することが効果的である。ここで設定する目標は科学的根拠に基づいた定量的な目標が望ましいが、一方で自然関連分野について科学的根拠に基づいた目標を設定する枠組みは限られていた。こうした背景もあり、2023年5月に「自然に関する科学的根拠に基づく目標（Science Based Targets for Nature：SBTs for Nature）」が公開された。既に気候変動分野では、企業等が科学的知見に基づいて1.5°Cの気温上昇経路に整合した温室効果ガス（GHG）排出削減目標を設定する「Science Based Target（SBT）」が主流化しているが、SBTs for Natureはその自然版となる目標設定枠組みである。2023年5月に淡水のSBTs for Nature 目標設定ガイダンスが公表されたのを皮切りに<sup>3</sup>、2024年7月には陸域の目標設定ガイダンス「Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1」が公開された。本稿ではこの陸域目標設定ガイダンスの内容とそのポイントを整理する。なお、以下では同ガイダンスにより設定する目標を「陸域目標」と表記する。

## 2. SBTs for Nature の概要

SBTs for Nature は企業向けの自然に関する科学的根拠に基づく目標設定の枠組みである。



【図表1】 SBTs for Nature の5つのステップ

出典：「SBTN 企業のための初期ガイダンス エグゼクティブサマリー（日本語仮訳）」<sup>4</sup>を参考に  
MS&AD インターリスク総研仮訳

SBTs for Nature は企業およびそのバリューチェーンの自然に対するインパクトについて、「Step 1 分析と評価」、「Step 2 結果の理解と優先順位づけ」、「Step 3 計測、目標設定と情報開示」、「Step 4 計画の策定と行動」、「Step 5 進捗状況の追跡」という5つのステップで目標設定を促している。目標設定

<sup>2</sup> Hannah Ritchie and Max Roser (2019) - “Half of the world’s habitable land is used for agriculture”

<https://ourworldindata.org/global-land-for-agriculture>

<sup>3</sup> 詳細は ESG リスクトピックス 2023 年度 No. 5 『SBTs for Nature』第1版を公表 自然に関する企業の目標策定に影響」参照

<https://rm-navi.com/search/item/900>

<sup>4</sup> 「自然に関する科学に基づく目標設定（自然 SBTs：SBTs for Nature）企業のための初期ガイダンス エグゼクティブサマリー（日本語仮訳）」

<https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2021/03/SBTN-Initial-Guidance-Executive-Summary-Japanese.pdf>

の対象となる自然の領域として「淡水」、「陸域」、「海域」が挙げられており、Step 1 と Step 2 で焦点を当てるべき事業の絞り込みや優先順位付けをしたうえで、Step 3 で 3 つの自然領域に対して目標を設定する。なお、Step 3 に進む前に、それまでに実施した Step 1・Step 2 について Science Based Target Network (SBTN) による検証を受ける必要があり、検証に合格しない限り Step 3 の検証を受けることができない。

2025 年 3 月現在、公開されているガイダンス類は「Step 1 分析と評価」、「Step 2 結果の理解と優先順位づけ」と、「Step 3 計測、目標設定と情報開示」の淡水・陸域のみである。海域の目標設定ガイダンスはドラフト版の公開にとどまっており、Step 4 や Step 5 も含め 2025 年中に正式版が公開される予定である。

ガイダンスの策定に際して SBTs for Nature は TNFD と協調しており、企業が自然に与えるインパクトを評価する Step 1 や 2 は、TNFD の LEAP アプローチ (TNFD が提案している自然関連の依存・インパクト、リスク・機会を評価する任意のアプローチ)<sup>5</sup>におけるスコーピングから Locate フェーズをある程度カバーできる内容になっている (図表 2)。また、Prepare (対応し報告するための準備) のフェーズでは、「ターゲット設定とパフォーマンス管理 (P2)」で SBTs for Nature の活用が推奨されており、企業が自然関連課題に対応するにあたり SBTs for Nature のステップを踏んだ検討は意義があるといえる。



【図表 2】 LEAP アプローチの概要

出典：TNFD 提言をもとに MS&AD インターリスク総研作成

以下では、2024 年 7 月に公開された SBTs for Nature の陸域目標設定ガイダンスに焦点を当てる。

<sup>5</sup> 詳細は RM FOCUS 第 88 号「TNFD 対応上のポイント」、第 86 号「TNFD 最終提言に備えて」参照  
<https://rm-navi.com/search/item/427>  
<https://rm-navi.com/search/item/437>

### 3. SBTs for Nature 陸域目標の概要

陸域で検討すべき目標は大きく3つに分かれ、目標ごとに設定の流れや検討すべき内容が異なる。3つの目標とは、自然生態系の直接的・間接的な転換を抑制する「自然生態系の転換ゼロ」、農業による土地占有を削減して生態系の回復のために土地を開放することを目指す「土地利用の削減」、自然の回復につながる行動を地域単位で推進するための「ランドスケープエンゲージメント」である。特にランドスケープエンゲージメントは地域規模のイニシアチブへの参画が求められるなど、自社やそのバリューチェーンだけでなく地域と連携した取り組みが求められる。ただし、すべての企業が陸域目標を設定する必要があるわけではなく、まずはじめに目標設定の可否を判断する。

#### 3.1. 陸域目標の設定可否の判断

陸域目標の設定可否は下記の4つの質問から判断する。

- ① Step 1で陸域生態系の利用・利用変化もしくは土壌汚染がマテリアルと判断されたか
- ② 国際標準産業分類（ISIC）において、特定のセクターに分類されるか
- ③ 直接操業における常勤の従業員が10,000人以上か\*
- ④ 土地由来（FLAG<sup>6</sup>）のGHG排出量が総GHG排出量（Scope 1～3）の20%以上を占める および/またはバリューチェーン上流を含む農地としての土地占有が50,000ha以上か\*\*

\* 「土地利用の削減」を設定する場合のみ

\*\* 「自然生態系の転換ゼロ」、「土地利用の削減」を設定する場合のみ。なお、農地の土地占有は下記の式で求める。ここでの1haあたりの収穫量は農産物ごとに設定されている。

$$\text{土地占有面積 (ha)} = \frac{\text{農産物の生産量 or 調達量 (t)}}{\text{農産物の1haあたりの収穫量 (t/ha)}}$$

企業は3つの目標（自然生態系の転換ゼロ、土地利用の削減、ランドスケープエンゲージメント）それぞれについて上述の点を踏まえた目標設定の可否をチェックする必要がある。目標設定の可否は「必須」、「推奨」、「必須でない」のいずれかで判定される。

なお、SBTNは「気候と自然に対する目標は統合的に取り組むべき」という考えのもと、陸域目標の設定が必要な企業に対してGHGの排出削減も要求している。特に、SBTi<sup>7</sup>が提供する土地由来のGHG排出・除去に関する目標（FLAG SBT<sup>8</sup>）の対象セクターに分類される企業（図表3）は、陸域の目標設定に加え姉妹目標としてFLAG SBTの設定と排出削減に向けた取り組みが求められる。

<p><b>I. SBTiが指定する下記のセクター</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 森林・紙製品（林業、木材、パルプ、紙）</li> <li>b. 食品生産（農産物）</li> <li>c. 食品生産（魚介類を除く動物由来のもの）</li> <li>d. 食品・飲料加工</li> <li>e. 食品・主食小売業</li> <li>f. タバコ</li> </ol>	<p><b>II. FLAGに関連する排出量の合計がScope 1～3の総排出量の20%以上を占める企業。</b></p> <p>※20%という数値は炭素除去を加味した「ネット」ではなく、排出量全体の「グロス」で計上</p>
---	--

【図表3】 FLAG SBTの対象企業

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 よりMS&AD インターリスク総研仮訳

<sup>6</sup> FLAGとは「森林・土地・農業（Forest, Land and Agriculture）」のこと

<sup>7</sup> SBTiは科学的根拠に基づいたGHG排出削減目標の設定を支援するSBT（Science Based Targets：科学的根拠に基づく目標）を開発・策定するイニシアチブ（Science Based Targets initiative）

<sup>8</sup> FLAG SBTは森林・土地・農業からのGHG排出を対象とした科学的根拠に基づく目標のことである。詳細はサステナブル経営レポート第19号「企業のネットゼロ目標の新領域『土地由来の温室効果ガス排出』」参照 <https://rm-navi.com/search/item/1084>

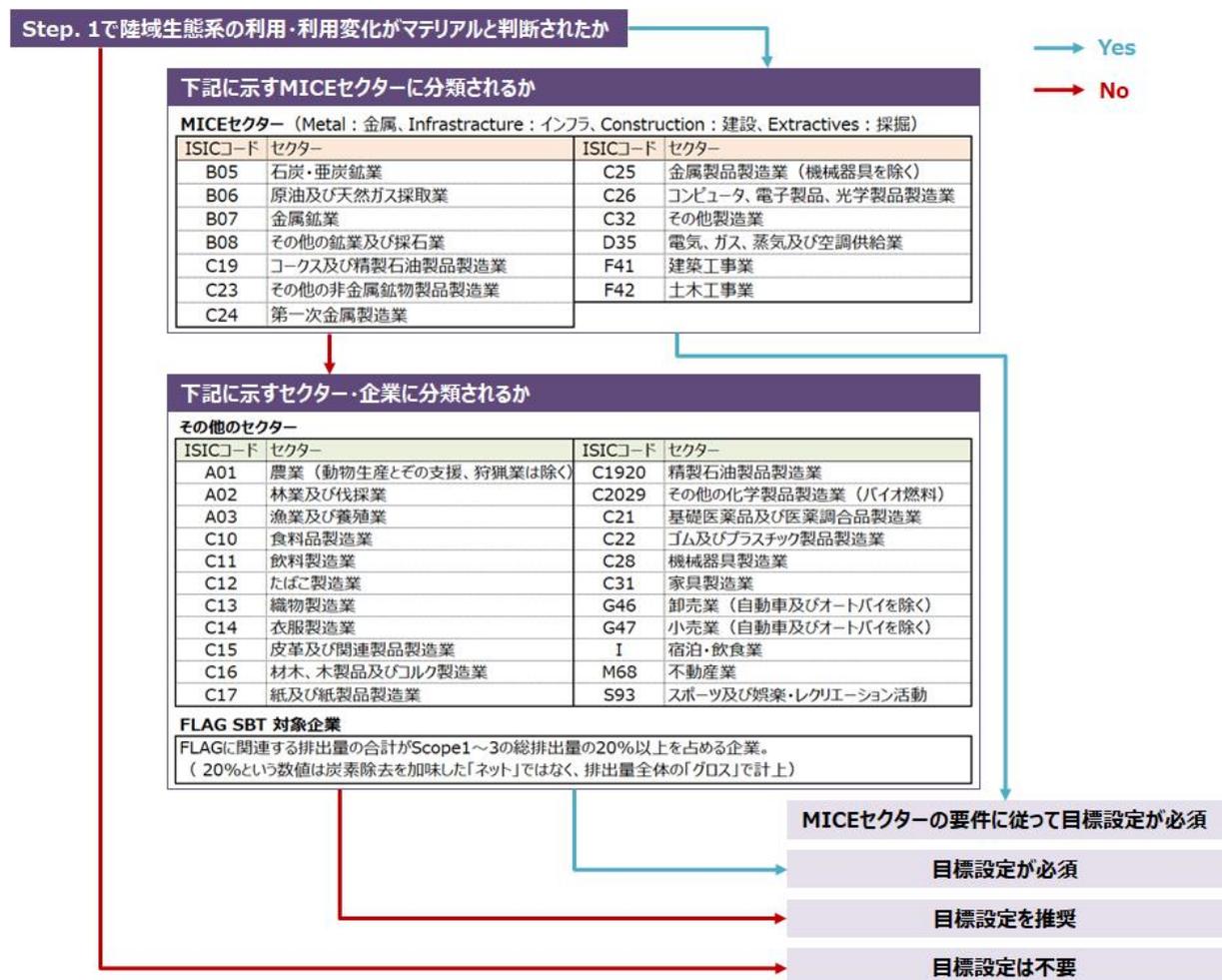
3.1.1. 「自然生態系の転換ゼロ」目標の設定要否

「自然生態系の転換ゼロ」目標の設定要否は下記の3つの基準から判断する。

- ① Step 1で陸域生態系の利用・利用変化がマテリアルと判断されたか
- ② 国際標準産業分類（ISIC）において、図表4に記載のセクターに分類されるか
- ③ 土地由来のGHG排出量が総GHG排出量（Scope 1～3）の20%以上を占めるか

「自然生態系の転換ゼロ」目標の設定が必須である特定セクターのなかでも、金属（Metal）、インフラ（Infrastructure）、建設（Construction）、採掘（Extractives）の各セクター（MICEセクター）は、操業拠点が保護地域や生物多様性上重要な地域に位置していないかを追加的に調査する必要がある。保護地域や生物多様性上重要な地域にある場合は、設定する目標に要件が追加される。

「自然生態系の転換ゼロ」目標の設定要否を判断する際の補助として、ガイダンスで示されているYes/Noチャートが有用である（図表4）。



【図表4】「自然生態系の転換ゼロ」目標の設定要否を判断するフローチャート

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 より MS&AD インターリスク総研が一部抽出・仮訳

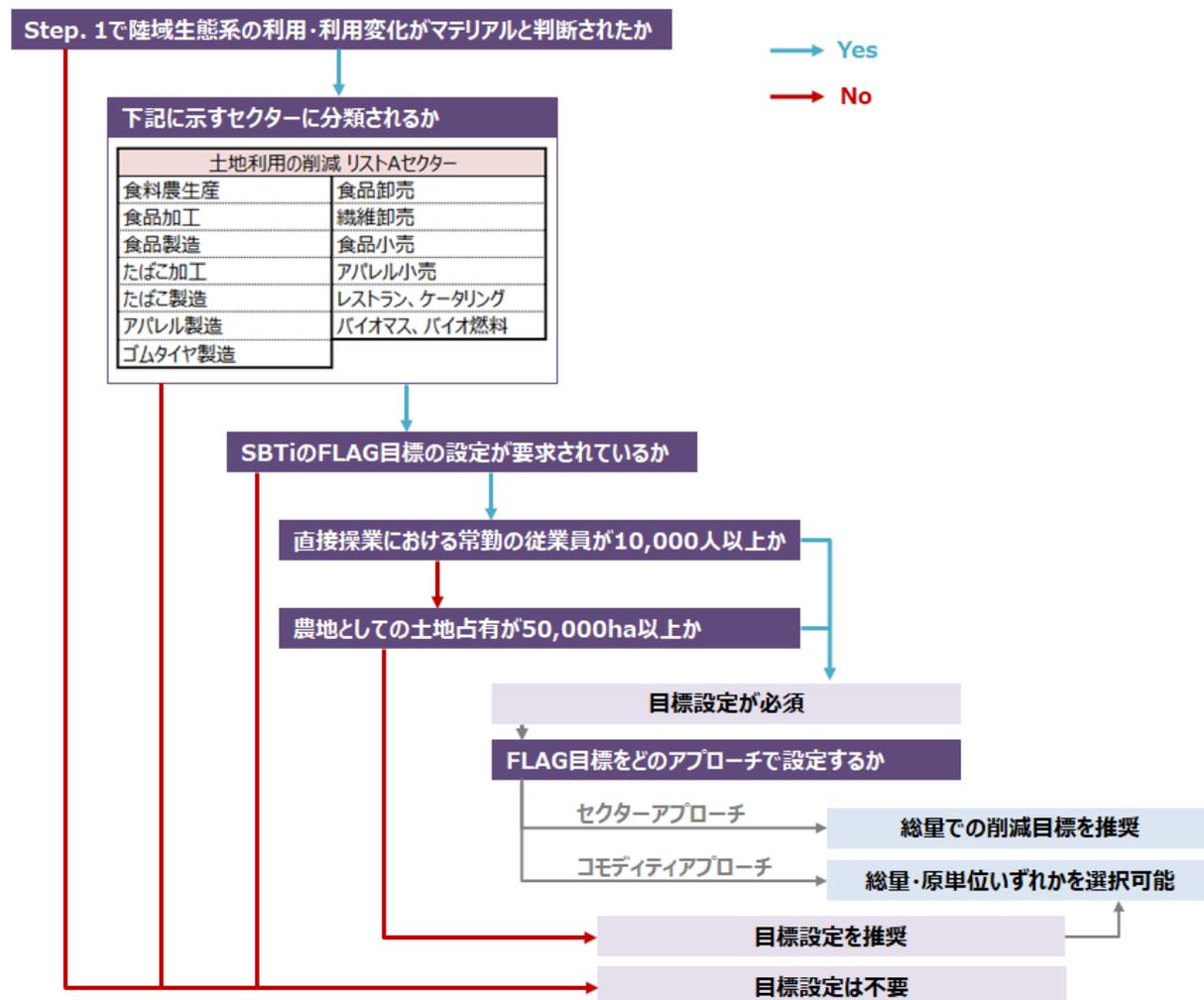
### 3.1.2. 「土地利用の削減」目標の設定要否

「土地利用の削減」目標の設定要否は下記の4つの基準から判断する。

- ① Step 1で陸域生態系の利用・利用変化がマテリアルと判断されたか
- ② 農産物を生産あるいは調達する企業で、図表5のリストAに記載されたセクターか
- ③ SBTiが定める土地由来のGHG排出を対象とした目標（FLAG SBT）の対象企業か
- ④ バリューチェーン上流を含む農地としての土地占有が50,000ha以上、あるいは直接操作における常勤の従業員が10,000人以上か

先述のとおり地球上の陸地の3分の1が農地であり、陸域生態系へのインパクトを抑えるためにも「土地利用の削減」目標は農地が対象となるよう設定されている。なお、「土地利用の削減」目標は年間〇〇%の割合で土地利用面積の総量を削減するという「総量アプローチ」と、農産物1kgあたりの土地利用面積を年間〇〇%削減するという「原単位アプローチ」の2種の設定アプローチがある。どちらのアプローチをとるべきかは指定されていないが、総量アプローチが推奨される企業もあるため、目標設定の際は自社がどのアプローチをとるべきかも確認する必要がある。

「土地利用の削減」目標もガイダンス中のYes/Noチャートで目標設定の要否が確認できる(図表5)。



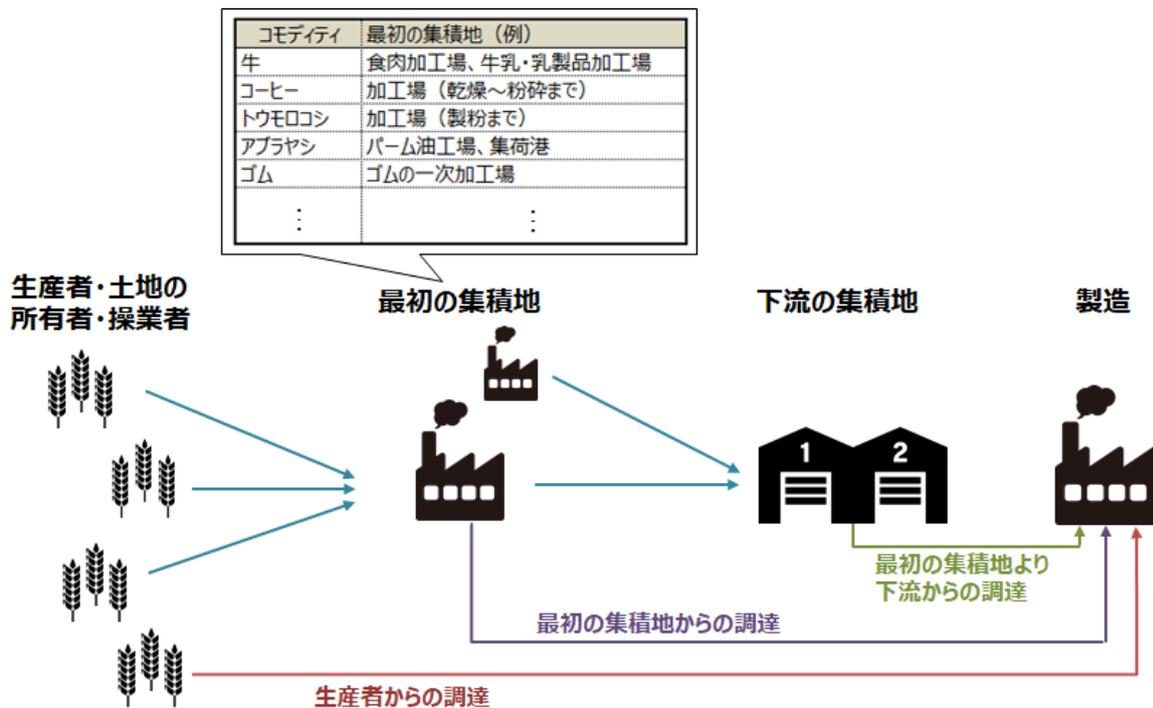
【図表5】「土地利用の削減」目標の設定要否を判断するフローチャート

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 より MS&AD インターリスク総研が一部抽出・仮訳

3.1.3. 「ランドスケープエンゲージメント」目標の設定要否

「ランドスケープエンゲージメント」目標は Step 1 で陸域生態系の利用・利用変化、あるいは土壌汚染がマテリアルと判断された企業が必須となる。なお、目標設定が必須でない企業も、地域や流域を巻き込んだ目標の設定や、協働して課題解決を目指す取り組み（ランドスケープ・アプローチ）を推奨している。

次節では、陸域目標で設定する3つの目標について、内容や要件の概要を整理する。なお、企業がどのサプライヤーから調達するかで目標設定の要件が異なるため、ガイダンス上で言及されるバリューチェーンを下図のとおり整理した。陸域目標は主として直接操業とバリューチェーン上流が対象となっているため、バリューチェーン上流～直接操業に絞って用語を整理している。



【図表 6】バリューチェーン上流～直接操業の用語の整理

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 を参考に MS&AD インターリスク総研作成

3.2. 目標 1：自然生態系の転換ゼロ

「自然生態系の転換ゼロ」目標は①「自然生態系の他の土地利用への全面的な転換」、あるいは②「生態系の種の構造・構成・機能に大きな変化をもたらす活動」を回避するための目標である。この目標を設定する際は 2020 年より前で基準年を設定する必要があり、設定した基準年から目標日（目標を達成しなければならない日付）が評価期間となる。なお、SBTs for Nature の文脈では、上記①・②の基準を満たす企業活動はすべて土地の転換とみなされ、たとえ現地の法規制で合法の範囲内であっても免除されるものではないため留意が必要である。

3.2.1. データ要件

「自然生態系の転換ゼロ」目標では、まずはじめに土地利用変化を促進するコモディティの生産地の面積 (ha) や土地改変が行われた面積 (ha)、コモディティの調達量 (t) などの情報を収集する必要がある。大半はその前段のステップである Step 1（分析と評価）、Step 2（結果の理解と優先順位づけ）で収集するデータでもあるため Step 3 に進んでいる企業は収集済みと考えられるが、自然生態系の転換を促進するコモディティ（図表 7）に対しては地域レベルでのトレーサビリティが求められる。

ソフトコモディティ (例)	ハードコモディティ (例)
牛	ボーキサイト
コーヒー	露天掘りの石炭
トウモロコシ	銅
アブラヤシ	金
ゴム	ニッケル
…など	…など

【図表 7】 自然生態系の転換を促進するコモディティの例（詳細はガイダンスの付録 1a<sup>9</sup>を参照）

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 より MS&AD インターリスク総研が一部抽出・仮訳

要件	VCの段階	データの内容	単位	空間データの要否
必須	生産者・土地の所有者・操業者	土地利用変化を促進するコモディティが生産されているすべての場所の所在地と面積	ヘクタール	必須
		カットオフ日以降に改変された土地面積	ヘクタール	
	生産者もしくは最初の集積地からの調達	土地利用変化を促進するコモディティの調達地の面積と調達量	ヘクタール（地域ごと） トン（or それに相当する量）	推奨
生産ユニット*の面積		ヘクタール		
推奨	最初の集積地より下流からの調達	土地利用変化を促進するコモディティの調達地の面積と調達量	ヘクタール（地域ごと） トン（or それに相当する量）	
		土地利用変化を促進するコモディティの生産ユニットの面積または調達地の面積	ヘクタール	

\*生産ユニット… 農場、牧場、産業植林地など。同じ管理下・地域にあり、同じ生産プロセスを有する農場・牧場・生産林などに加え、インフラなど関連する土地も含む単位を指す

【図表 8】 「自然生態系の転換ゼロ」目標のデータ要件

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 より MS&AD インターリスク総研が一部抽出・仮訳

3.2.2. 目標設定

目標設定にあたり、土地転換のホットスポットを確認し、目標を設定する場所を決定する必要がある。ホットスポットはインド、スリランカ、ガーナ、ギニアなどが挙げられるが、詳細は SBTs for Nature

<sup>9</sup> <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2024/07/Technical-Guidance-2024-Step3-Land-v1-Supplement.pdf>

の補足資料を参照されたい。目標の要件は生産者や土地の所有者・操業者の企業と、サプライヤーからコモディティを調達する企業で異なり、サプライヤーから調達する場合はどのサプライヤーから調達するかも目標の要件が変わる（図表 9）。また、先述の MICE セクターは追加的な要件として、保護地域など生態学的に重要な地域で土地転換をしない宣言を行う必要がある。

#### 直接操業

対象者	対象となる土地	目標（2020年より前を基準年とする）
土地の所有者・操業者	すべての自然の土地	2025年までに、すべてのサイトで森林破壊と自然生態系の転換をゼロにする
生産者	すべての自然の土地	2025年までに、自然生態系の転換を促進するすべてのコモディティに対し、森林破壊と自然生態系の転換をゼロにする

#### バリューチェーン上流

対象者	対象となる土地	目標（2020年より前を基準年とする）
生産者もしくは最初の集積地からの調達	天然林と転換のホットスポット	2025年までに、転換のホットスポット内にある大豆・牛・アブラヤシ・木材・カカオ・コーヒーの生産地で、森林破壊と自然生態系の転換をゼロにする
	すべての自然の土地	2027年までに、自然生態系の転換を促進するすべてのコモディティに対し、森林破壊と自然生態系の転換をゼロにする
最初の集積地より下流からの調達	天然林	2025年までに、大豆・牛・アブラヤシ・木材・カカオ・コーヒーの生産地で、森林破壊と自然生態系の転換をゼロにする
	転換のホットスポット	2027年までに、転換のホットスポット内にある大豆・牛・アブラヤシ・木材・カカオ・コーヒーの生産地で、森林破壊と自然生態系の転換をゼロにする
	すべての自然の土地	2030年までに、大豆・牛・アブラヤシ・木材・カカオ・コーヒーの生産地で、森林破壊と自然生態系の転換をゼロにする

【図表 9】「自然生態系の転換ゼロ」目標の目標設定要件

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 より MS&AD インターリスク総研仮訳

設定した目標は下記のフォーマットに従って提出する。

<目標のフォーマット>（MS&AD インターリスク総研仮訳）

#### 直接操業

[会社名]は[目標年]までに 2020 年を基準として自然生態系の転換をゼロにする。

[会社名]は 2020 年から[目標年]までに発生した自然生態系の転換を修復する。

※双方の目標設定が必要

#### 上流（生産者からの調達・最初の集積地からの調達）

[会社名]は 2020 年以降、土地利用変化を促進するコモディティ（ガイダンスの付録 1a に記載のコモディティ）の 100%を、土地転換がされていないと保障される地域から調達する。

[会社名]は 2020 年から[目標年]までに発生した自然生態系の転換を修復する。（調達量のシェアに比例する）

※双方の目標設定が必要

#### 上流（最初の集積地より下流からの調達）

[会社名]は 2020 年以降、土地利用変化を促進するコモディティ（ガイダンスの付録 1a に記載のコモディティ）の 100%を、土地転換がされていないと保障される地域から調達する。

なお、転換された土地の修復に関する方法論は、今後ガイダンスが追加される予定となっている。

### 3.3. 目標 2：土地利用の削減

「土地利用の削減」目標は、人間活動による土地利用面積を削減し、生態系の回復のために土地を開放することを目指す。この目標では農地面積のみにフォーカスし、企業が自ら生産している、あるいは調達している農産物を生産するのに必要な土地の面積に対して目標を設定する。なお、この目標を実現するには、作物や家畜の生産性向上やバリューチェーン全体における食品ロス・廃棄の削減、天然資源の循環的な利用などを組み合わせた社会全体の移行も推進する必要がある。

#### 3.3.1. データ要件

「土地利用の削減」目標では、生産地別の農産物の生産量や調達量 (t)、農産物の生産地面積 (ha) などの情報を収集する必要がある。収集した情報をもとに、土地利用面積の総量 (ha) もしくは原単位 (ha/t など) に対して目標を設定する。なお、この目標では基準年を 2015 年より前に設定することができないため留意が必要である（そのため、基準年は「自然生態系の転換ゼロ」目標と一致しなくても問題ない）。

要件	VCの段階	データの内容	単位	空間データの要否
必須	生産者・土地の所有者・ 操業者	生産地別の農産物生産量（一次データもしくは統計データ）	トン	推奨
		農産物の生産地面積（空間データもしくは統計データ）	ヘクタール	
	生産者もしくは最初の集積地からの調達	農産物の調達量（一次データもしくは統計データ、可能な限り調達地別に集計）	トン	不要
		調達した農産物の収穫量（統計データ、可能な限り上記の調達地にあわせて集計）	トン/ヘクタール/年	
	最初の集積地より下流からの調達	農産物の調達量（一次データもしくは統計データ、可能な限り調達地別に集計）	トン	
		調達した農産物の収穫量（統計データ、可能な限り上記の調達地にあわせて集計）	トン/ヘクタール/年	

【図表 10】「土地利用の削減」目標のデータ要件

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 より MS&AD インターリスク総研が一部抽出・仮訳

#### 3.3.2. 目標設定

土地利用面積の総量 (ha) に対して目標を設定する場合、基準年の土地利用面積に対し年間 0.35% の割合で面積を削減することが要件となっている。すなわち、目標年までに「基準年～目標年の年数」×0.35%が設定すべき削減率である。（例：基準年が 2020 年、目標年が 2030 年の場合、(2030-2020)×0.35%=3.5%より、2030 年までに 2020 年比 3.5%の土地利用面積の削減が必要）。一方、原単位 (ha/kg など) に対して目標を設定する場合、基準年の農産物 1kg あたりの土地利用面積に対し年間 1%の割合で削減が求められ、「基準年～目標年の年数」×1%が目標となる削減率である。こうして算出した目標は下記のフォーマットに従って提出する。

<目標のフォーマット> (MS&AD インターリスク総研仮訳)

##### 総量の削減目標

[会社名]は[基準年]から[目標年]までに直接操業[および上流]の土地利用を[削減率]%削減する。

##### 原単位の削減目標

[会社名]は[基準年]から[目標年]までに直接操業[および上流]の土地利用の原単位を[単位 (t や kg など)]あたり[削減率]%削減する。これは[基準年]から[目標年]までに土地利用を[削減率]%削減するのに相当する。

### 3.4. 目標3：ランドスケープエンゲージメント

「ランドスケープアプローチ」目標は、企業に対してバリューチェーンや関連するランドスケープにおける再生・修復・変革に資する地域規模のイニシアチブへの参画を求めており、インパクトの回避や低減を目的とした目標1や2を補完する目標となっている。なお、SBTs for Nature では「ランドスケープ」を「流域やバイオーム、企業の調達地域など、自然生態系や人間により改変された生態系で構成された、歴史性や文化性も含めた社会生態学的システム」と定義しており、人間と自然の永続的な関係の中でつくられた地理的範囲が目標設定の対象となる。

#### 3.4.1. データ要件

「ランドスケープアプローチ」目標では、Step 2 で優先順位を付けたすべての操業拠点の面積 (ha)、や高インパクトコモディティの調達量 (t) などの情報を収集する必要がある。こうした情報をもとに、参画すべきイニシアチブを決定する。

要件	VCの段階	データの内容	単位	空間データの要否
必須	生産者・土地の所有者・操業者	Step. 2 (結果の理解と優先順位づけ) で優先順位付けしたすべての操業地点の面積	ヘクタール	必須
	最初の集積地より下流からの調達	高インパクトコモディティ*の調達地の面積と調達量	ヘクタール (地域ごと) トン (or それに相当する量)	推奨
		高インパクトコモディティ*の調達地の面積	ヘクタール	不要
	高インパクトコモディティ*の調達量	トン (or それに相当する量)		
推奨	最初の集積地より下流からの調達	高インパクトコモディティ*の生産ユニットの面積もしくは調達地の面積	ヘクタール	推奨

\*高インパクトコモディティ… Step. 1で使用する「High Impact Commodity List (HICL)」を参照

【図表 11】「ランドスケープエンゲージメント」目標のデータ要件

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 より MS&AD インターリスク総研が一部抽出・仮訳

#### 3.4.2. 目標設定

どのランドスケープに対して目標を設定するかは下記2つの選択肢がある。

- ① 前段のステップである Step 1 (分析と評価)、Step 2 (結果の理解と優先順位づけ) で絞り込まれた地域を含むランドスケープ、あるいは「土地利用の削減」目標を設定する地域を含むランドスケープ
- ② 「自然生態系の転換ゼロ」目標を設定する地域を含むランドスケープ

①は直接操業やバリューチェーン上で自然生態系の転換の程度が小さい企業、「土地利用の削減」目標を設定する企業が対象になる。一方、②は直接操業やバリューチェーン上で自然生態系の転換の程度が大きい企業が対象となる。また、そのランドスケープで展開されているイニシアチブの成熟度も加味して対象のランドスケープを決定し、行動計画を立てる。

成熟度	取り組みの規模	ステークホルダーの関与	回体の目標と行動	報告システムの透明性
包括的 堅牢で持続可能な成果をもたらす成熟段階にある	・地理的、行政的、生態学的な境界に基づき決定されている → 流域を共有する複数の自治体で展開されている、など	・複数のステークホルダーにより構成され、それぞれが企画、実施、監視に関与している ・性別、年齢、地域社会や先住民族コミュニティの代表性が確保されている ・定期的な会合があり、取り組みの進捗や次のステップを協議している	・ステークホルダー間で協働し、持続可能な生産や生物多様性、ランドスケープの保全に取り組む ・定められた目標に対する投資がある	・複数のステークホルダーにより評価のベースラインや進捗状況が追跡されている ・進捗が公開されている
部分的 イニシアチブは開発の初期～中期段階にあり、成熟に向け進んでいる	・地理的、行政的、生態学的な境界に基づき決定されている → 流域を共有する複数の自治体で展開されている、など	・いくつかのステークホルダーが関与しているが、現地の首長や政府との連携はない	・目標は個社で設定したものではなく、ステークホルダーと協働して開発される	・一部のステークホルダーからアクションが報告されている
不確実 信頼性や成熟度が低い	・企業が所有するプランテーションなど、対象範囲が限定的 ・対象範囲が地理的に分離される複数の地域に分散している ・対象範囲が示されていない	・個社のみで展開し、ステークホルダーの関与はない	・社内的な目標の設定のみ、あるいはランドスケープ全体に対する目標が未設定	・自社内の監視と内部報告のみであり、進捗を公開するシステムはない

【図表 12】 イニシアチブの成熟度マトリクス

出典：Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1 より MS&AD インターリスク 総研仮訳

こうして設定した目標は下記フォーマットに従って提出する。

<目標のフォーマット> (MS&AD インターリスク 総研仮訳)

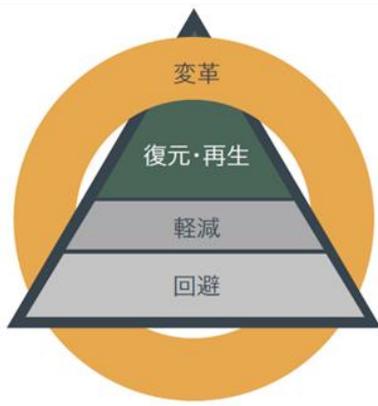
[会社名]は[イニシアチブ名]に取り組んでおり、2030年までに生態学的・社会的な状態を大幅に改善する。

#### 4. 今後の展望

2024年10月にコロンビア・カリで開催された第16回生物多様性条約締約国会議(CBD-COP16)のサイドイベントにおいて、世界初のSBTs for Natureを採用した3社が発表された。公表された3社は、医療用医薬品などを製造・販売するグラクソ・スミスクライン(GSK)、セメントメーカー大手のホルシム(Holcim)、多数のラグジュアリーブランドを傘下に持つケリング(Kering)で、各社の目標はSBTNのホームページから確認することができる<sup>10</sup>。3社とも淡水に関する目標を採用しているが、綿や皮革製品も多数扱うケリングは陸域の目標も採用しており、3つの目標(自然生態系の転換ゼロ、土地利用の削減、ランドスケープエンゲージメント)すべてを設定している。現時点でSBTs for Natureを採用している企業は非常に先進的といえるが、徐々に採用企業が出てくることが予想される。

目標設定後の取り組みにも注目したい。気候のSBTと同様、目標設定後は達成に向けた行動や取り組みを進める必要があり、また進捗のモニタリングや報告、検証も受ける必要がある。2025年3月現在、目標設定後のステップであるStep 4(計画の策定と行動)、Step 5(進捗状況の追跡)のガイダンスは作成中となっており、全貌は今後明らかになると思われる。なおガイダンスは未公開ではあるものの、Step 4では自然へのインパクトや設定した目標に対してアクションフレームワーク「AR3T」を踏まえた行動を検討・実行することが推奨されている。AR3Tは「Avoid(回避)」、「Reduce(削減)」、「Regenerate(再生)」、「Restore(復元)」、「Transform(変革)」の頭文字で、自然へのマイナスのインパクトを回避する行動が最も優先されるという、企業がとるべき行動の優先順位(ミティゲーション・ヒエラルキー)を示している。AR3TはTNFD提言でも推奨されており、自然関連リスクへの対応において重視される考え方である。

<sup>10</sup> <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/company/target-tracker/>



AR3T	内容
回避 AVOID	悪影響が発生しないように完全に排除する
軽減 REDUCE	悪影響を最小限に抑える
復元 RESTORE	生態系の健全性や持続可能性の回復を行う
再生 REGENERATE	既存の土地利用の中で、生態系またはその構成要素の生物物理学的機能および生態学的生産性を高める
変革 TRANSFORM	自然に悪影響を及ぼしている技術的、経済的、制度的、社会的な要因や、その根底にある価値観や行動を変革する

【図表 13】 AR3T の概要

出典：「SBTN 企業のための初期ガイダンス エグゼクティブサマリー（日本語仮訳）」より

MS&AD インターリスク総研が一部加筆

## 5. 総括

本稿では陸域に対する科学的根拠に基づく目標設定について概説した。依然として SBTs for Nature の目標設定のハードルは高いが、焦点を当てるべき事業の絞り込みや優先順位付けを丁寧に行うことで、自社にとってリスクとなりうる自然関連のインパクトに効率よくアプローチすることが可能となる。陸域目標が「自然生態系の転換ゼロ」や「土地利用の削減」であることからわかるように、SBTs for Nature を採用し、目標の達成に向け取り組みを推進することは、自然へのマイナスのインパクトを「Avoid（回避）」し、あるいは「Reduce（削減）」することに他ならない。「ランドスケープエンゲージメント」は「Regenerate（再生）」、「Restore（復元）」、「Transform（変革）」を促す目標となっており、陸域目標全体として AR3T のすべてを實踐できる立付けとなっている。実際に目標の認定までは受けないとしても、SBTs for Nature の考えを取り込むことは自然関連課題に取り組む企業にとって有意義であると考えられる。いずれにしても、自然の分野は気候分野と比較しても考慮すべき内容が多く、自然関連課題への取り組みは気候以上に社内協力、リソースの確保、プロジェクト管理が肝要になるといえよう。持続可能な事業経営のためにも、腰を据えた長期的な取り組みが求められる。

MS&AD インターリスク総研株式会社 リスクコンサルティング本部  
 リスクマネジメント第五部 サステナビリティ第一グループ  
 主任コンサルタント 塚本 陸

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。サステナビリティ第一グループ、サステナビリティ第二グループでは、気候変動、SDGs、ビジネスと人権などのテーマで、企業の取り組みを支援するコンサルティングサービスを提供しております。

コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

■ お問い合わせ先と主な担当領域

MS & ADインターリスク総研(株)

- リスクマネジメント第五部 サステナビリティ第一グループ

**TEL.03-5296-8913/kankyo@ms-ad-hd.com**

- 気候変動・TCFD対応
- 水リスク
- 自然資本・TNFD関連支援
- 生物多様性（企業緑地）取り組み支援

- リスクマネジメント第五部 サステナビリティ第二グループ

**TEL.03-5296-8974/sustainability2@ms-ad-hd.com**

- SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- 「ビジネスと人権」取り組み支援
- サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、SBTN が提供する「Technical Guidance 2024 Step 3 Land v1」および SBTN のホームページ (<https://sciencebasedtargetsnetwork.org>) に基づいて執筆したものです。情報内容についての完全性、正確性、安全性、最新情報等について保証するものではありません。

本プログラムやそれに付随するテキスト等は、MS & ADインターリスク総研株式会社と三井住友海上火災保険株式会社が開発したものです。本誌に掲載した内容やテキスト等を無断で転載することはお断りさせていただきます。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図したものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2025